

# 《 お 知 ら せ 》

次に該当するかたは、手数料が免除されますので、  
下記の免除等を受ける際の手続書類を窓口でご提示  
いただき、その旨をお申し出ください。

- 1 生活保護法の適用を受けているかた
- 2 湯沢市民で、次の「公費の援助又は扶助」を受け  
るために証明書が必要なかた
  - (1) 児童扶養手当法による手当（一般省略）
  - (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に  
よる特別児童扶養手当（一般省略）
  - (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律によ  
る特別障害者手当・障害児福祉手当
  - (4) 結核予防法による命令入所患者の医療費等
  - (5) 特定医療の医療費公費負担（本籍・筆頭者・備考省略）
  - (6) 肝炎治療に対する医療費助成
  - (7) 結核児童に対する療育の給付
  - (8) 未熟児に対する養育医療の給付（本籍・筆頭者・備考省略）
  - (9) 母子父子寡婦福祉資金貸付
  - (10) ひとり親家庭等住宅整備資金貸付
  - (11) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金
  - (12) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金
  - (13) 特定不妊治療費助成
  - (14) 一般不妊治療費・不育症治療費助成